

法(平成十一年法律第八十九号)第四条第二項に規定する事務のうち、第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に於ける事務をつかさどる。

7 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員長)

第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を總理し、國家公安委員会を代表する。

3 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。(委員の任命)

第七条 委員は、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

5 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならぬ。

2 委員は、一回に限り再任されることができる。

(委員の任期)

第八条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員のうち何人も所属していないかつた同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員数の委員

二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

3 内閣総理大臣は、委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

4 内閣総理大臣は、委員のうち一人がすでに所属するに至つた場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることはない。
(委員の服務等)

第十一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二号)第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百三条第一項及び第二項並びに第百四十二条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「政令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百三条第二項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替えるものとする。

2 委員は、国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十一條 国家公安委員会は、委員長が招集する。國家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長に故障がある場合においては、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、前二項に規定する委員長の職務を行うものとし、これららの項に規定する会議又は議事の定足数の計算については、なお委員であるものとする。
(規則の制定)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第四項第二十六号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

1 国家公安委員会は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができる。

2 国家公安委員会は、警察庁の職員に、前項の規定により指名された委員の同項に規定する事務を補助させることができる。

(資料の提出の要求等)

第十二条の三 国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

1 国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

3 国家公安委員会は、第二項の規定により勧告した事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(専門委員)

第十二条の四 国家公安委員会に、犯罪被害者等が給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に關するところによる。

する法律（昭和五十五年法律第三十六号）、才ウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。
2 専門委員の任命、任期その他の専門委員に関する必要な事項は、政令で定める。

第十三条 国家公安委員会の庶務は、警察庁において処理する。

（国家公安委員会の庶務）

第十四条 この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に関し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第三章 警察庁

（設置） 第一節 総則

第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。（長官）

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、國家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任命する。

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、國家公安委員会の管理に服し、警察庁の庶務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。（所掌事務）

第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五条第四項各号に掲げる事務をつかさどり、並びに同条第五項及び第六項に規定する事務について国家公安委員会を補佐する。（次長）

第十八条 警察庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庶務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。（次長）

第二節 内部部局

（内部部局）

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局
刑事局
交通局
警備局
サイバー警察局

第二十条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。
(官房長、局長及び部長)

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 長官の官印及び印の管守に關すること。

三 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。

四 所管行政に關する企画、立案及び総合調整に關すること（次号に掲げるものを除く）。

五 第五条第一項の任務に關連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に關すること。

六 所管行政に關する政策の評価に關すること。

七 法令案の審査に關すること。

八 所管行政に關する統計に關する事務の総括に關すること。

九 広報に關すること。

十 情報の公開に關すること。

十一 個人情報の保護に關すること。

十二 留置施設に關すること。

十三 警察職員の人事及び定員に關すること。

十四 監察に關すること。

十五 予算、決算及び会計に關すること。

十六 国有財産及び物品の管理及び处分に關すること。

十七 会計の監査に關すること。

十八 警察教養に關すること。

十九 警察官の福利厚生に關すること。

二十 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關すること。

二十一 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に關すること。

二十二 犯罪被害者等給付金に關すること。

二十三 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に關する法律第三条第一項に規定する給付金に關すること。

二十四 法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務

二十五 警察通信に関する事務。

二十六 所管行政に関する情報の管理に関する事務

企画及び技術的研究に関する事務。

二十七 所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関する事務。

二十八 警察装備に関する事務。

二十九 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務。

三十 前各号に掲げるもののほか、他の局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

(生活安全全局の所掌事務)

第二十二条 生活安全全局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務。

二 地域警察その他の警らに関する事務。

三 犯罪の予防に関する事務。

四 保安警察に関する事務。

(刑事局の所掌事務)

第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事警察に関する事務。

二 犯罪鑑識に関する事務。

三 犯罪統計に関する事務。

四 暴力団対策に関する事務。

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事務。

六 組織犯罪の取締りに関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）。

七 犯罪による収益の移転防止に関する事務。

八 国際捜査共助に関する事務。

九 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上で協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）第二条第一号に規定する合衆国連絡部局との連絡に関する事務。

一 國際的な犯罪捜査に関する事務。

二 國際刑事警察機構との連絡に関する事務。

(交通局の所掌事務)

第二十三条の二 交通局においては、警察庁の所掌事務に關し、交通警察に関する事務をつかさどる。

(警備局の所掌事務)

第二十四条 警備局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 警備警察に關すること。

二 整衛に關すること。

三 警護に關すること。

四 警備實施に關すること。

五 第七十二条の緊急事態に對処するための計画及びその実施に關すること。

六 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものをつかさどる。

七 警備運用部においては、第一項第二号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

(サイバー警察局の所掌事務)

第二十五条 サイバー警察局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 サイバー事案に關する警察に關すること。

二 犯罪の取締りのための情報技術の解析に關すること。

(課の設置等)

第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものと含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

1 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。

2 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を總括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に屬しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に准ずるものと置くときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

3 警察大学校に、校長を置く。

4 警察大学校は、警察職員に対し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に關する学術の研修をつかさどる。

5 警察大学校に、校長を置く。

6 警察大学校の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

(科学警察研究所)

第二十八条 警察庁に、科学警察研究所を附置する。

1 科学警察研究所は、左に掲げる事務をつかさどる。

一	科学捜査についての研究及び実験並びにこれらを応用する鑑定及び検査に関する事。
二	少年の非行防止その他犯罪の防止についての研究及び実験に関する事。
三	交通事故の防止その他交通警察についての研究及び実験に関する事。
四	科学警察研究所に、所長を置く。
五	科学警察研究所に位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

員の服務について準用する。ただし、都道府県知事は、委員が同項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが委員の職務の遂行上支障があると認める場合のほかは、同項に規定する許可を与えるものとする。

2 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員又は地方公務員法第二十二条の第四項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。(委員長)

第四十三条 都道府県公安委員会に委員長を置く。委員長は、会務を總理し、都道府県公安委員会を代表する。(監察の指示等)

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に

に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の

規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項に

わたるものとすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による指

示をした場合において、必要があると認めると

きは、その指名する委員に、当該指示に係る事

項の履行の状況を点検させることができる。

3 都道府県公安委員会は、都道府県警察の職員

(都道府県公安委員会の運営)に、前項

の規定により指名された委員の同項に規定する

事務を補助させることができる。

(都道府県公安委員会の庶務)

第四十四条 都道府県公安委員会の庶務は、警視

庁又は道府県警察本部において処理する。

第四十五条 この法律に定めるものの外、都道府

県公安委員会の運営に關し必要な事項は、都道

府県公安委員会が定める。

(方面公安委員会)

第四十六条 第五十一條に規定する方面本部を管

理する機関として、同条の規定により方面本部を置く方面ごとに、方面公安委員会を置く。

2 第三十八条第二項及び第六項並びに第三十九

条から前条までの指定県以外の県の県公安委員

員会の運営に關し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。

(方面公安委員会)

第四十七条 都道府県警察の本部として警視庁を、道府

県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都

道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道

府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第五項の事務

について都道府県公安委員会を補佐する。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部

は道府県所在地に置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政

令で定める基準に従い、条例で定める。

(警視総監及び警察本部長)

第四十八条 都警察に警視総監を、道府県警察に

道府県警察本部長を置く。

2 警視総監及び警察本部長(以下「警察

本部長」という。)は、それぞれ、都道府県公

安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察

本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県

警察の所屬の警察職員を指揮監督する。

(警視総監の任免)

第四十九条 警視総監は、国家公安委員会が都公

安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を

得て、任免する。

(警察本部長の任免)

第五十条 警察本部長は、国家公安委員会が道府

県公安委員会の同意を得て、任免する。

(警察本部長の任免)

会及びその委員に関する規定は、方面公安委員

会について準用する。この場合において、第三

十一条第六項中「及び他の都道府県公安委員

会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及

び都道府県公安委員会」と、第四十三条の二中

「都道府県警察」とあるのは、「方面本部」と、

同条第一項中「第三十八条第三項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(指定市の指定があつた場合における県公安委員会の組織等に関する特例)

第四十六条の二 新たに指定市の指定があつた場

合における当該指定市を包括する県の県公安委員会の第三十九条第一項ただし書に規定する委員が最初に任命されるまでの間の委員の数及び

その最初に任命される委員の任期に關する本節の規定の適用の特例については、政令で定め

る。

第三節 都道府県警察の組織

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条の二 都警察の本部として警視庁を、道府

県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都

道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道

府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十九

条第四項において準用する第五条第五項の事務

について都道府県公安委員会を補佐する。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部

は道府県所在地に置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政

令で定める基準に従い、条例で定める。

(市警察部)

第五十二条 指定市の区域内における道府県警察

本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区

域に市警察部を置く。

5 方面の数、名称及び区域並びに方面本部の位

置は、國家公安委員会の意見を聞いて、条例で

定める。

6 方面本部の内部組織は、政令で定める基準に

従い、条例で定める。

(市警察部)

第五十三条 指定市の区域内における道府県警察

本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区

域に市警察部を置く。

3 2 市警察部長は、市警察部長を置く。

2 警察署長は、警視総監、警察本部長、方面本

部長又は市警察部長の指揮監督を受け、その管

轄区域内における警察の事務を処理し、所属の

警察職員を指揮監督する。

3 2 警察署長は、警視総監、警察本部長、方面本

部長又は市警察部長の指揮監督を受け、その管

轄区域内における警察の事務を処理し、所属の

警察職員を指揮監督する。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で

定める基準に従い、条例で定める。

(警察署協議会)

第五十三条の二 警察署に、警察署協議会を置く

ことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内におけ

る警察の事務の処理に關し、警察署長の諮問に

おける意見を聽いて、任免する。

(警察署長の任免)

第五十四条 警視庁に警視総監警察学校を、道府県

警察本部に道府県警察学校を附置する。

3 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会

が委嘱する。

4 警察署協議会の設置、その委員の定数、任期

及び運営の方法等は、都道府県公安委員会規則

が定める。

(府県警察学校等)

第五十五条 都道府県警察に、警察官その他の所要

の職員を置く。

2 警視総監、警察本部長、市警察

部長及び警察署長は、警察官をもつて充てる。

3 第一項の職員のうち、警視総監、警察本部長

及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある

警察官は、國家公安委員会が都道府県公安委員

会の同意を得て、任免し、その他の職員は、警

視総監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安

委員会の意見を聞いて、任免する。

(職員)

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正

以上の階級にある警察官(以下「地方警務官」という。)は、一般職の国家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府県警察の職員(以下

「地方警察職員」という。)の任用及び給与、勤

務時間その他の勤務条件、並びに服務に關して

地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めることとされている事項について

は、第三十四条第一項に規定する職員の例を基

準として当該条例又は人事委員会規則を定める

ものとする。

3 警視総監又は警察本部長は、第四十三条の二

第一項の規定による指示がある場合のほか、都

の服務について准用する。ただし、都道府県

警察本部長は、國家公安委員会に対し、警

視総監の懲戒又は罷免に關し必要な勅告をする

ことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内におけ

る警察の事務の処理に關し、警察署長の諮問に

おける意見を聽いて、任免する。

(警察署長の任免)

第五十七条 都道府県公安委員会は、國家公安委員会が道府

県公安委員会の同意を得て、任免する。

(警察本部長の任免)

応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べ

る機関とする。

2 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会

が委嘱する。

3 警察署協議会に關する規定は、条例

が定める。

4 警察署協議会の設置、その委員の定数、任期

及び運営の方法等は、都道府県公安委員会規則

が定める。

(府県警察学校等)

会及びその委員に関する規定は、方面公安委員

会について準用する。この場合において、第三

十一条第六項中「及び他の都道府県公安委員

会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及

び都道府県公安委員会」と、第四十三条の二中

「都道府県警察」とあるのは、「方面本部」と、

同条第一項中「第三十八条第三項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替える。

(第四十六条の二)

「都道府県公安委員会は、國家公安委員会に対し、警

視総監の懲戒又は罷免に關し必要な勅告をする

ことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内におけ

る警察の事務の処理に關し、警察署長の諮問に

おける意見を聽いて、任免する。

(警察署長の任免)

会及びその委員に関する規定は、方面公安委員

会について準用する。この場合において、第三

十一条第六項中「及び他の都道府県公安委員

会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及

び都道府県公安委員会」と、第四十三条の二中

「都道府県警察」とあるのは、「方面本部」と、

同条第一項中「第三十八条第三項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替える。

(第四十六条の二)

「都道府県公安委員会は、國家公安委員会に対し、警

視総監の懲戒又は罷免に關し必要な勅告をする

ことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内におけ

る警察の事務の処理に關し、警察署長の諮問に

おける意見を聽いて、任免する。

(警察署長の任免)

会及びその委員に関する規定は、方面公安委員

会について準用する。この場合において、第三

十一条第六項中「及び他の都道府県公安委員

会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及

び都道府県公安委員会」と、第四十三条の二中

「都道府県警察」とあるのは、「方面本部」と、

同条第一項中「第三十八条第三項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替える。

(第四十六条の二)

「都道府県公安委員会は、國家公安委員会に対し、警

視総監の懲戒又は罷免に關し必要な勅告をする

ことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内におけ

る警察の事務の処理に關し、警察署長の諮問に

おける意見を聽いて、任免する。

(警察署長の任免)

会及びその委員に関する規定は、方面公安委員

会について準用する。この場合において、第三

十一条第六項中「及び他の都道府県公安委員

会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及

び都道府県公安委員会」と、第四十三条の二中

「都道府県警察」とあるのは、「方面本部」と、

同条第一項中「第三十八条第三項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替える。

(第四十六条の二)

「都道府県公安委員会は、國家公安委員会に対し、警

視総監の懲戒又は罷免に關し必要な勅告をする

ことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内におけ

る警察の事務の処理に關し、警察署長の諮問に

おける意見を聽いて、任免する。

(警察署長の任免)

会及びその委員に関する規定は、方面公安委員

会について準用する。この場合において、第三

十一条第六項中「及び他の

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の

都道府県警察に対し援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

（管轄区域の境界周辺における事案に関する権限）

第六十条の二 管轄区域が隣接し、又は近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、社会的・経済的一体性の程度、地理的状況等から判断して相互に権限を及ぼす必要があると認められる境界の周辺の区域（境界から政令で定める距離までの区域に限る。）における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。（広域組織犯罪等に関する権限）

第六十条の三 都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、その管轄区域外に権限を及ぼすことができる。（管轄区域外における権限）

第六十一条 都道府県警察は、居住者、滞在者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護並びにその管轄区域における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。（事案の共同処理等に係る指揮及び連絡）

第六十二条の二 警視総監又は警察本部長は、当該都道府県警察が、他の都道府県警察の管轄区域内に権限を及ぼし、その他の都道府県警察と共に事案を処理する場合において、必要があると認めるときは、相互に協議して定めたところにより、関係都道府県警察の一の警察官（第六十条第一項の規定による援助の要求により派遣された者を含む。）に、当該事案の処理に係る方針を示す。（方針の示し）

4 第六十一条の規定による指示により重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の下で、全国において、職権を行うことができる。（警察官の階級）

第五章 警察職員

第六十二条 警察官（長官を除く。）の階級は、警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。（警察官の職務）

第六十三条 警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。（警察官の職權行使）

第六十四条 第五条第四項第十六号に掲げるものに係る事務に關して必要な職務を行う警察庁の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除く。（内閣総理大臣の統制）

2 第六十一条第二項の規定は、前項の規定による協議をしようとする場合について準用する。

2 第六十一条第二項の規定は、前項の規定による協議をしようとする場合について準用する。

3 都道府県警察は、他の都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすときは、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。（広域組織犯罪等に対する措置）

3 都道府県警察は、いかなる地域においても、必要がある場合を除くほか、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。（現行犯人に関する職権行使）

3 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。（現行犯人に関する職権行使）

2 都道府県警察は、いかなる地域においても、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百十二条に規定する現行犯人の逮捕に関する事項について、必要な指示をすることができる。（移動警察等に関する職権行使）

2 都道府県警察は、前項の指示に係る事項を実施するため必要があるときは、第六十条第一項の規定により他の都道府県警察に対し広域組織犯罪等の処理に要する人員の派遣を要求することと、第六十条の三の規定により広域組織犯罪等を処理するためその管轄区域外に権限を及ぼすことその他のこの節に規定する措置をとらなければならぬ。

3 長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の一の警察官（第六十条第一項の規定による援助の要求又は第一項の規定による指示により派遣された者を含む。）に、当該重大サイバー事案の処理に関し、当該方針の範囲内で、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができる。（警官職務執行法）

2 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域については、関係都道府県警察の協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。（警官職務執行法）

2 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域において、職権を行うことができる。（警官職務執行法）

3 除くほか、当該職務に必要な限度で職権を行うものとする。（警官職務執行法）

2 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。（現行犯人に関する職権行使）

2 都道府県警察の警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百十二条に規定する現行犯人の逮捕に関する事項について、必要な指示をすることができる。（現行犯人に関する職権行使）

3 皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、國家公安委員会の定めによる犯罪に相当する皇宮警察本部の施設に係る犯罪に係る職務を執行する。（警官職務執行法）

2 都道府県警察の警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百十二条に規定する現行犯人の逮捕に関する事項について、必要な指示をすることができる。（現行犯人に関する職権行使）

<p>(長官の命令、指揮等)</p> <p>第七十三条 第七十一条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は布告に記載された区域（以下本条中「布告区域」という。）を管轄する都道府県警察の警視総監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する都道府県警察の本部長に対し、必要な命令を出し、又は指揮をするものとする。</p> <p>第二十七条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。</p> <p>(国会の承認及び布告の廃止)</p>	<p>3 第七十一条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、布告区域（前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域）に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職権を行うことができる。</p>
---	---

<p>(検察官との関係)</p> <p>第七十六条 都道府県公安委員会及び警察官と検察官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。</p> <p>2 国家公安委員会及び長官は、検事総長と共に緊密な連絡を保つものとする。 (恩給)</p>	<p>2 前項の規定により、緊急事態の布告を発した場合には、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されていてすみやかにその承認を求めなければならない。</p> <p>(内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がない場合は、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。 (国家公安委員会の助言義務)</p>	<p>2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がない場合は、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。</p>
<p>第七章 雜則</p>	<p>2 (検察官との関係)</p>	<p>2 (内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がない場合は、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。 (国家公安委員会の助言義務)</p>

<p>第七十七条 地方警察職員で次に掲げるものは、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条</p>	<p>2 前項の申出があつたときは、法令又は条例の申出をすることができる。</p>	<p>3 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。</p>
		<p>2 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。</p>

<p>9 この法律の施行の際 現に国家地方警察本部若しくはその附属機関又は警察管区本部（札幌警察管区本部を除く。）若しくはその附属機関</p>	<p>10 の職員若しくは札幌警察管区本部の通信機関に所属する職員である者は、別に辞令を差せられない限り、それぞこの法律による警察庁若しくはその附属機関又は管区警察局若しくはその附属機関若しくは北海道地方警察通信部の職員となるものとする。</p>
	<p>この法律の施行の際 現に国家地方警察本部若しくはその附属機関又は警察管区本部（札幌警察管区本部を除く。）若しくはその附属機関</p>

情がある場合においては、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることができる。

14 前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基づき、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。

(給与に関する経過規定)

この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前の日で政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合には、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

15 (休職、特別待命又は懲戒処分に関する経過規定)

この法律の施行の際引き続き警察職員となつた者で、現に從前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待命を承認しているものの休職若しくは特別待命の承認又はこの法律の施行の際引き続き警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分に関する法規の施行前にては、なお従前の例による。(この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行うものとする。

16 (不利益処分に関する経過規定)

この法律の施行前に警察職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関するこの法律の施行前にては、なお従前の例による。

17 (公務災害補償に関する経過規定)

警察職員に係る公務に因る災害に対する補償で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病的発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきものが行うものとし、他の給与を負担すべき者が行うものとする。

18 この法律の施行前すでに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に対しこの法律

の施行の際行われている公務に因る災害に対する補償並びに当該警察職員に対する前項に規定する補償及びこれに対する審査は、なお従前の例による。

(退職手当に関する経過規定)

この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、國家公務員等退職手当は、その者に對しては、國家公務員等退職手当

暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)以下「退職手当法」という。)の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が国家公務員として引き続き勤続した期間(その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで國家公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

20 (退職手当に関する経過規定)

この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、國家公務員等退職手当は、その者に對しては、國家公務員等退職手当

21 (退職手当に関する経過規定)

この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受けなかつたときは、同法の規定の適用又は準用については、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間同法第十九条に規定する公務員として在職したものとのみなす。

22 (恩給に関する経過規定)

この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公務員として引き続き勤続した期間(その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

23 (恩給に関する経過規定)

この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公務員としての在職期間に引き続いたものとす。

24 (治体警察の職員としての在職について)

この法律の施行の際旧法附則第七条の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き続き恩給法第十九条に規定する公務員たる警察庁の職員若しくは都道府県警察の職員又は第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合において、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の各号に規定するものとす。

25 (警部補、巡査部長又は巡査である警察吏員としての在職)

この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に関する条例の規定により、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いた期間(その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

26 (恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号))

この法律の施行の際恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職した国家地方警察の職員に対する改正法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の規定による。この規定にかかるべきは、退職手当は、支給しない。同項第二号及び第三号に掲げる職員としての在職は同法第二十条第一項に規定する文官としての在職とみなす。

27 (共済組合に関する経過規定)

この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公務員としての在職期間に引き続いたものとす。

28 (恩給に関する経過規定)

この法律の施行前旧法附則第七条(旧法第五十三条において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。)又は警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三号)附則第四項の規定の適用を受けていた者の従前の規定による

治体警察の職員としての在職については、これらは、なおその効力を有するものとする。

(この法律の施行の際旧法附則第七条の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き続き恩給法第十九条に規定する公務員たる警察庁の職員若しくは都道府県警察の職員又は第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合において、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の各号に規定するものとす。

32 (前各項に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な経過措置(附則第二十八項から前項までの特例に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

33 (国は、当分の間、都道府県に對し、第三十七条第三項の規定により国がその経費について補助する交通安全施設等整備事業での実績について、予算の範囲内において、第三十一条第一号に掲げる交通安全施設等整備事業による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十一条第三項の規定により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

34 (前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

35 (前項に定めるもののほか、附則第三十三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める期間とする。

36 (国は、附則第三十三項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である交通安全施設等整備事業に係る第三十七条第三項の規定による国との補助については、当該貸付金の償還時に於いて、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

37 (都道府県が、附則第三十三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三十六条第九号)に定める退職給付、障害給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公務員の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受けない場合に限り、その者が自治体警察に勤務したことの期間とみなす。この場合において、当該地方公共団体の長(町村職員恩給組合にあつては、管理者)は、政令で定めるところにより、その

38 (特定地方警務官に対する国家公務員法附則第九条の規定の適用について)

この法律の施行に對する国家公務員法附則第九条の規定の適用については、同条中「任命権者」とあるのは、「警視総監又は道府県警察本部

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八)

(七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行るものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一)

(施行期日) **〇二号** 抄

(第一条)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三十条の規定(公布の日)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月七日法律第一)

(施行期日) **四七号** 抄

(第一条)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一)

(施行期日) **五一号** 抄

(第一条)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定において準用する場合を含む。の規定の適用

(経過措置)

より従前の例によることとされる準繩治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第十八条 第七十八条の規定による警察法第七条第四項及び第三十九条第二項の改正規定

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

第一条 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条(第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定)公布の日

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七

三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月六日法律第一

一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超過した日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月六日法律第一

三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定において準用する場合を含む。の規定の適用

(経過措置)

については、二回再任されているものとみなす。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二

〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一)

号分) 号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第二

一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日法律第二

二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月九日法律第八

四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八

四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八

四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八

四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月八日法律第五

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定において準用する場合を含む。の規定の適用

(経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年七月六日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年十二月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年七月六日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年七月六日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一

八号) 抄

(施行期日)

の規定による改正後の警察法第五十六条の二第四項中「及び第百十三条」とあるのは「及び第百十三条並びに国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）附則第五条及び第六条」と、「同法第六条の二第一項」とあるのは「国家公務員法第八十六条の二第一項」と、「同じ。」又は「とあるのは「同じ。」又は「と、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第五条第一項中「図りつつ職員」とあるのは「図りつつ職員（警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官を除く。）」とす

る。

附 則（平成二〇年四月一八日法律第一

（施行期日）**抄**

第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第八

（施行期日）**○号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（警 察 法 の 一 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置）

第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員（以下この条において「旧専門委員」という。）である者は、この法律の施行の日に、前条の規定による改正後の警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる専門委員の任期は、同条第二項の規定にかかるらず、同日における旧専門委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成二六年五月一四日法律第三

（施行期日）**抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月四日法律第五七

（施行期日）**号）抄**

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行す

の規定による改正後の警察法第五十六条の「第四項中「及び第一百十三条」とあるのは「及び第一百三十三条並びに国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八百八号)附則第五条及び第六条」と、「同法第六条の二第一項」とあるのは「国家公務員法第六条の二第一項」と、「同じ。」又は「同じ。」とあるのは「同じ。」又は「国家公務員法等の一部を改正する法律附則第五条第一項中「図りつつ職員」とあるのは「図りつつ職員(警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官を除く。)」とす

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。

○号 (平成二〇年六月一八日法衛第ノ)
附 貝 (施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(警察法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員（以下「この条において「旧専門委員」という。）である者は、この法律の施行の日に、前条の規定による改正後の警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる専門委員の任期は、同条第二項の規定にかかるらず、同日における旧専門委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則
（平成二六年五月一四日法律第三
四号）抄

附 則
（平成二六年六月四日法律第五七）
抄
1 (施行期日)
この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

施行期日　(第一条)　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則　(平成二七年九月一日法律第六六号抄)　(施行期日)

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日
(政令への委任)

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第一一）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月一一日法律第六一）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、

人事院規則) で定める。
附 則 (令和三年六月一一日法律第六三
号 少

（施行期日）
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。
附 則（令和四年三月三一日法律第六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日
附 則（令和四年一二月九日法律第九七号）
少

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。